

令和6年度（上半期） 延長相談について

毎週火曜日（祝日、年末年始を除く）は、午後5時から午後7時まで電話又は来所による延長相談を受付けます。

ただし、下記の日程については、電話相談のみとしますので、ご注意ください。

記

偶数月の第1、第2火曜日 及び 奇数月の第2火曜日 の延長相談は、電話相談のみとします。来所による相談は行いません。

延長相談を電話相談のみとする日（予定）

4月 2日（火）、 4月 9日（火）、 5月 14日（火）

6月 4日（火）、 6月 11日（火）、 7月 9日（火）

8月 6日（火）、 8月 13日（火）、 9月 10日（火）